

令和5年3月28日

監理団体
実習実施者 各位

外国人技能実習機構

外国政府認定送出機関一覧から削除となった機関について

技能実習制度においては、我が国政府と送出国政府との間で二国間取決めを順次作成することとし、各送出国政府において自国の適正な送出機関のみを認定する仕組みを構築することとしています。

また、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第25条第1項6号は「外国の送出機関から団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、外国の送出機関との間で当該取次に係る契約を締結していること」及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第52条第6号は「団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける場合にあっては、当該取次が外国の送出機関であること」を規定していることから、監理団体が二国間取決めを締結した国からの求職の申込みの取次ぎを受けるに当たっては、当該送出国政府が認定した機関（以下「認定送出機関」という。）と取次ぎに係る契約を締結していることが必要です。

加えて、規則第12条第1項第7号は、「団体監理型技能実習において、監理団体が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受ける場合にあっては、外国の送出機関からの取次ぎであること」を規定しているところ、二国間取決めを締結した国から技能実習生を受け入れるための技能実習計画認定を受けるにあたっては認定送出機関からの取次ぎであることが必要です。

今般、外国人技能実習機構ホームページに掲載しております外国政府認定送出機関一覧の更新がなされ、多数の認定送出機関が同一覧から削除されていることから、監理団体及び実習実施者各位におかれましては、認定送出機関リストを今一度御確認いただき、二国間取決めを締結した国から技能実習生を受け入れるための監理団体許可申請等及び技能実習計画認定申請にあたって、監理団体は当該一覧に記載されている機関との間で取次ぎに係る契約を締結した

上で、団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受ける必要があることに御留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、監理団体の皆様におかれては、監理団体許可等の際に外国人技能実習機構に申請した、申告のあった外国の送出機関が外国政府認定送出機関一覧から削除された場合、当該送出機関の削除に係る申請内容の変更登録を届出をしていただくようお願いいたします。

外国政府認定送出機関一覧から削除された送出機関が再度、外国政府認定送出機関一覧に掲載されることもあるところ、既に外国人技能実習機構において送出機関削除に係る変更届出を受理している場合、当該機関から団体監理型技能実習に係る求職の申込みの取次ぎを受けるためには、改めて外国の送出機関を追加するための変更届出が必要となります。

よって、外国政府認定送出機関一覧を使用する場合は、その都度、最新の外国政府認定送出機関一覧を確認いただくとともに、必要に応じて、送出機関に連絡をとり、状況をご確認いただきますようお願いいたします。